

臨時福祉給付金

- 支給対象者
今年度分の市民税(均等割)が課税されていない方が対象です(表1参照)。
ただし、課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者である場合などは除きます。
- 支給額
・1人につき1万円
・次の年金、手当など(※)を受給している方は、1人につき5000円を加算
- 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金など
- 児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)など
- 原子爆弾被爆者医療特別手当など
※年金は、今年3月に受給権があり、4月から5月分の支払いがある方、手当などは、今年1月分を受給していた方が対象です

表1【市民税(均等割)が課税されない所得金額の目安】
(給与所得者) (公的年金など受給者)

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)	区分	非課税限度額 (年金収入ベース)
単身	97万円	単身	65歳以上 152万円
夫婦	148万円	単身	65歳未満 102万円
夫婦子1人	190.3万円	夫婦	65歳以上 203万円
夫婦子2人	235.9万円	夫婦	65歳未満 160.6万円

子育て世帯臨時特例給付金

- 支給対象者
次の2つの要件を満たす方が対象です。
①今年1月分の児童手当・特例給付(※)を受給か今年1月1日生まれの児童の保護者の方で、2月分の児童手当・特例給付を受給
②昨年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(表2参照)
※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5000円を支給しているものです。
- 対象児童
支給対象者の今年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。
ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは除きます。
- 支給額
対象児童1人につき1万円

表2【児童手当の所得制限限度額】

区分 (扶養親族などの数)	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金29日から申請書を郵送

4月から消費税率が引き上げられた影響に配慮し、市民税が非課税の方を対象に臨時福祉給付金を、子育て世帯を対象に子育て世帯臨時特例給付金を1回限り

で支給します。

2つの給付金のお知らせを全世帯に配布するとともに、基準日(今年1月1日)に住民登録がある方で2つの給付金の支給対象と思わ

れる方には、申請書を郵送します。

▼給付金のお知らせ 7月22日(火)〜25日(金)に全世帯へ配布

▼申請書の郵送 7月29日(火)から発送(郵便事情などで、支給対象と思われる方に届くまで数日かかります)

▼申請書の提出 市から郵送する申請書に記入し、必要書類を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

申請書は、直接提出することもできます。提出は市役所J11会議室、土・日曜日、祝日などを除く8時30分〜17時です。同会議室は、2つの給付金の相談窓口になっているので、利用してください。

▼申請受付期間 7月29日(火)〜12月26日(金)(消印有効)

▼給付金支給日 申請書の審査後、8月下旬から順次、

レジ袋削減推進キャンペーン

今年のあやせエコっと21(家庭編)推進キャンペーンに、マイバッグでの買い物も追加します。抽選で、節電、節水を対象とした同キャンペーンとは別口で賞品が当たります。キャンペーン参加店も同時に募集しています。

▼参加条件▽市内在住の方が7月1日からキャンペーンポスター掲示店で、マイバッグ持参により1回につき1000円以上の買い物をする(宅配便や公共料金・金券などは対象外)

指定口座に振り込み(金融機関に口座がない方などは、別途通知によりお知らせします)

▼図▽臨時福祉給付金 福祉総務課 ☎70・5684▽子育て世帯臨時特例給付金 子育て支援課 ☎70・5664

臨時福祉給付金などを装った振り込め詐欺に注意

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に関して、市や厚生労働省などが電話などにより、次のことを求めることは絶対にありませんので注意してください。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度をご存じですか

国民年金課 ☎70・5618 厚木年金事務所 ☎046・223・7171

国民年金の第1号被保険者で、経済的理由などで保険料を納めることが困難な

い。

▼ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作(自分の操作で、市や他人からお金を振り込んでもらうことはできません)

▼給付金支給のための手数料の振り込み(手数料は掛かりません)

▼現時点で、世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報

臨時福祉給付金などの支給をかけた不審な電話があった場合には、福祉総務課、子育て支援課か大和警察署 ☎046・261・0110に連絡してください。

請

▼必要な物

- ①年金手帳、納付書など基礎年金番号の分かるもの
- ②印鑑(本人署名の場合は不要)
- ③市で前年所得の状況が確認できない方は、前年所得の分かるもの
- ④昨年1月1日以降の失業を理由とする方は、雇用保険被保険者離職票が雇用保険受給資格者証

▼結果 厚木年金事務所から承認通知書送付(一部免除の方には区分に応じた納付書送付)

▼学生納付特例制度の申請

国民年金保険料の納付が困難で学生納付特例が承認されている場合、10年以内は追納できます。障害基礎年金などを受ける条件になります。

国民健康保険「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」の更新

高額療養費にかかる「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を持ち、8月1日以降も入院などで認定証が必要な方は、更新の手続きをしてください。

70歳以上75歳未満で、26年度の市民税が非課税世帯でない方は、「高齢受給者証」を病院などへ提示することで同一の医療機関で支払う一部負担金額が限度額までとなるため、手続きは不要です。

26年度の市民税が引き続き非課税世帯の方で、過去12カ月以内の入院日数が90日を超えている場合は、入院費と併せて食事代も減額できる場合がありますので、日数が確認できる領収書も持参してください。

8月31日までに必要な方の国民健康保険証と現在の認定証を持参し、保険年金課(☎70・5617)へ直接。

就学援助の申請

経済的理由で小・中学校への就学が困難な児童・生徒がいる家庭に、給食費や学用品費などの一部を援助しています。

昨年度に援助を受けた方も、再度申請が必要です。中学校教育課(☎70・5654)か各学校にある申請書に記入し、同課か各学校へ直接。